

## 滋賀県観光事業審議会開催のお知らせ

滋賀県附属機関設置条例に基づき、観光事業に関する重要事項について審議するため、下記のとおり滋賀県観光事業審議会を開催します。

傍聴を希望される方は、下記の手続にしたがって傍聴をすることができます。

- 日 時 平成29年12月26日（火）10：00～12：00
- 場 所 大津合同庁舎7階 7-A会議室  
（滋賀県大津市松本1丁目2-1）
- 内 容 1. 滋賀県観光振興指針の改定にあたっての基本的事項について  
（諮問）  
2. 議題  
①滋賀県の観光を取り巻く状況について  
②今後の進め方について  
③その他
- 傍聴者の定員 5名
- 傍聴の手続 傍聴を希望される方は、上記の開催時刻までに、直接会場へお越しください。受付開始時刻は、当日9時40分からです。  
会場で受付をしますので、住所と氏名のご記入をお願いします。  
傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順となります。
- 議事録の公開 会議の開催結果については、開催後30日以内に県庁県民情報室に議事録概要を備え付け、公開する予定です。  
また、県のホームページにも掲載する予定です。
- 問い合わせ先 滋賀県商工観光労働部 観光交流局 観光政策室  
電話 077-528-3740  
FAX 077-521-5030